

李禮安氏の「中江兆民の思想と実践における自由・道徳・革命—兆民のルソー理解を踏まえて」は、明治初期においてフランス政治思想の紹介に力を尽くし、自由民権運動の思想的指導者に擬せられていた中江兆民が、『社会契約論』をはじめとするジャン＝ジャック・ルソーの著作をいかに理解し、また批判的に受容したかを、テキストの読解を通じてあきらかにし、さらに、兆民の自由主義的政治思想がいかなるものとして独自の発展を遂げたかを跡づけようとした研究である。兆民が『民約訳解』によってルソーの『社会契約論』を紹介したことはすでによく知られた事実であるが、『社会契約論』と『民約訳解』のテキストを実証的に比較検討し、これを兆民の思想の問題として論じた研究は、意外なほど蓄積を欠いている。李禮安氏の研究は、このような兆民研究の実状に一石を投じるものとして、重要な意義を持つ。また、兆民の思想形成にルソーの『学問芸術論』が大きな意味をもつとして、『非開化論』を軸に『民約訳解』を読み直した点は、兆民研究にあらたな局面を開くものと考えられる。

本論文は、本文五章と、兆民研究の課題を述べた序論、及び本論部分での議論を踏まえて、筆者の兆民理解全般を述べた結論からなる。以下、論文の構成にしたがってその概略を述べ、適宜これに対する審査委員の意見を記す。

第一章第一節では、兆民が明治七年に『社会契約論』の訳稿として作った「民約論」が検討される。兆民は "souveraineté" を「君権」もしくは「君権即チ議会」と訳し、"souverain" を「君主」もしくは「君主即チ公会」と訳し、「政府」の語を以て言い換え、あるいは「帝王」と訳す。こうした訳語の選択が、兆民のルソー理解の初期の様態と、兆民による明治日本の政治構想を示すものとして論じられる。第一章第二節では、「民約論」と同じ時期に書かれた政治改革論「策論」が検討され、兆民の意図が論じられる。この部分の論述に関しては、審査委員から、史料の選択とその歴史的背景に関する理解に若干の認識不足があるのではとの指摘があった。

第二章第一節では、先行研究においては習作と位置づけられてきた明治十一年の漢文著作「原政」をとりあげ、兆民がルソーの『学問芸術論』の文明批判に学ぶことで、徳性の涵養をめざす教化の重要性を認識し、ルソー理解と儒学思想との融合を図ったことが、『民約訳解』を準備する兆民の思想的成熟の過程として論じられる。第二章第二節では、兆民の「自由之説」にみられる自由の概念を、「心思ノ自由」(liberté morale の訳語)と「行為ノ自由」(liberté politique の訳語)の両面に関する記述から探り、日本の政治状況に関する現実認識から、市民主権論が批判され、「君民共治論」が打ち出されてゆく思想的経緯が描き出される。

第三章第一節では、明治十五年から十六年まで『政理叢談』に連載された『民約訳解』

が、ルソーの『社会契約論』の翻訳でありながら、幾多の加筆、削除、書き換えを通じて、兆民独自の思想を反映するものとなっていることが論じられ、兆民があくまで徳治主義に立脚した法治を構想する点が指摘される。第三章第二節では、『民約訳解』において、「天命之自由」(liberté naturelle の訳語)と対比される「人義之自由」(liberté civile の訳語)が、人間主体の「心之自由」を重んじるかたちで定義されるところに、兆民が『非開化論』を経てルソーを批判的に摂取しつつ、儒学的な「士」の思想に接合してゆくありさまが読みとられる。審査委員からは、ルソー批判と儒学思想との結びつき、兆民の漢学的発想については、より深い考察が求められるのではとの見解が示された。

第四章は、兆民のアジア認識を論じる。第一節では、明治十五年に発表された「論外交」が、文明の西欧と野蛮のアジアという対立構図のなかで、道義と信義を掲げた小国主義を説く点に着目し、これがルソーの文明批判を踏まえたものであることが論じられる。つづく第二節では、この道義主義にもとづくアジア認識が変化してゆくさまが、玄洋社時代における東洋学館及び善隣館設立運動において辿られることになる。

第五章は、明治二十年刊行の『三酔人経綸問答』をとりあげる。第一節では、『三酔人経綸問答』の登場人物である洋学紳士、豪傑君、南海先生に、それぞれ無抵抗道義主義、武力主義、折衷主義という兆民の三つの思想的側面を割りあてようとする従来の解釈に異議を唱え、三人各様の論理的破綻が兆民の思想的自己批判として意識的に惹起されていることを、『三酔人経綸問答』の構造そのものから読み解こうとする。第二節では、そのような兆民自身における思想的葛藤が、自由、道徳、革命をめぐる問いのなかに、もっとも先鋭にあらわれていることが確認される。

結論部では、先行の各章の議論が総括されるとともに、「人義之自由」とこれを支える教化主義が兆民の思想の核心にあったことを重視すべきであることが主張される。

中江兆民とルソーの関わりに関しては、多くの先行研究がある。そのなかでルソーの『社会契約論』と、兆民の「民約論」『民約訳解』の本文を詳細に比較対照し、兆民の思想的営為をテキスト読解の場から立ち上げようとする研究は、まだ緒に就いたばかりであると言える。本論文は、こうした面での研究を大きく進展させた点で高く評価される。また、本論文が韓国および中国における兆民の著作の受容のありさまを、東アジアの思想状況として歴史的文脈のなかに描き出すことを志す李禮安氏の、確固とした出発点を画するものであることは間違いない。

審査委員からは、主に「自由」と「道徳」を論じる前半部と、主に「革命」を論じる後半部とで、論述の態度に若干の違いがみられること、漢籍の参照と漢学的教養の考慮においてやや不足する面があることなど、さらに史料解釈上の問題、テキストの解釈に関する疑問などが指摘された。また本文中の誤記等に関する訂正意見も出された。ただし、これらは本論文が挙げた学問的成果を本質的に損なうものではない。

よって本審査委員会は、李禮安氏の学位請求論文が、博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものであると認定することに、全員一致で合意した。